

【件名】ACT政府発表：9月27日の新型コロナウイルス最新情報（COVID-19 関連）

【ポイント】

- 9月27日（月）、ACTにおける新型コロナウイルスの新規陽性者は、9月26日（日）から19人増えました。現時点の陽性者数は255人です（回復した人の数は除く）。
- ACTの首席大臣は、今後2週間にわたり、公衆衛生上のリスクが安定している場合、ロックダウン措置を10月14日（木）午後11時59分に解除する旨発表しました。併せて、ロックダウンからの再開計画となる「The ACT'S COVID-19 PATHWAY FORWARD」を発表しました。
- 10月1日（金）午前12時1分から、一部規制が緩和されます。
- 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、約470カ所が指定されています。下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自己隔離するなどの定められた措置に従ってください。

<https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations>

- ACT保健省は、同省が運用するFacebook及びTwitterに、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook: <https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate>

ACT保健省 Twitter: <https://twitter.com/ACTHealth>

【本文】

1 最新の感染者数

- (1) 9月27日（月）、ACTにおける新型コロナウイルスの新規陽性者は、9月26日（日）から19人増えました。現時点の陽性者数は255人です（回復した人の数は除く）。
- (2) 新たに増えた19人の内、17人の感染経路は判明していますが、2人については調査中です。

2 ロックダウン措置の解除

- (1) ACTの首席大臣は、今後2週間にわたり、公衆衛生上のリスクが安定している場合、10月14日（木）午後11時59分に解除する旨発表しました。
- (2) 併せて、ロックダウンからの再開計画となる「The ACT'S COVID-19 PATHWAY FORWARD」を発表しました。

詳細は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/the-acts-pathway-forward/acts-pathway-forward>

### 3 10月1日（金）午前12時1分からの規制緩和

10月1日（金）午前12時1分から以下の規制緩和が実施されます。詳細は、下記リンク先をご確認ください。

[https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/lockdown?utm\\_source=Popularlinks&utm\\_medium=banner&utm\\_campaign=Popular%20links](https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/lockdown?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links)

- (1) 理由を問わず、一度に2名まで、他の家庭を訪問することが可能。
- (2) 1世帯、または最大5人が、最大4時間まで、運動または組織化されていないレクリエーションのために屋外で集まることが可能。
- (3) 必要不可欠でないとしてされている小売業でも、オンラインオーダーによる、引き取りまたは配達での営業が許可される。なお、店内には、5人まで、または、同店舗の敷地4平米につき1人までの、より少ない方の人数が同時に滞在可能。
- (4) インストラクターを除き、2人までのブートキャンプ及びトレーニングが再開。
- (5) コーチを除く2人以下の屋外及び非接触型コーチ活動の再開。
- (6) レクリエーション目的での自然保護区と国立公園の再開。
- (7) 予防歯科診療の再開。
- (8) 10月5日から、12年生（Year 12）の生徒は対面授業を再開。

### 4 感染の可能性があった地点の追加・更新

(1) 感染の可能性があった地点が、追加・更新され、約470カ所が指定されています。下記リンク先から確認し、それぞれの地点に特定の日時に訪問歴のある人は、検査を受け、自己隔離するなどの定められた措置に従ってください。なお、一部例外を除き、特定の日時が14日以前の地点は「Archived」として表示されますが、地点によっては、特定の日時が14日以前であっても、感染の可能性があった地点として表示されます。これは、その後の調査により判明した地点となりますが、「Archived」と表示されていない地点については、たとえ表示されている日時が14日以前の場合であっても、それぞれの地点に該当する指示に従う必要がありますので、ご注意ください。

[https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm\\_source=Popularlinks&utm\\_medium=banner&utm\\_campaign=Popular%20links](https://www.covid19.act.gov.au/act-status-and-response/act-covid-19-exposure-locations?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links)

(2) 感染の可能性があった地点には、濃厚接触（Close contact）、軽度の接触（Casual contact）、調査中の地点（Investigation locations）、及び症状の観察（Monitor for symptoms）と4種類のカテゴリーがあり、属するカテゴリーにより、求められる措置が異なりますので、それぞれの措置については、以下アからエをご確認ください。

なお、隔離についての詳細は、下記リンク先をご参照ください。

[https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine?utm\\_source=Popularlinks&utm\\_medium=banner&utm\\_campaign=Popu](https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popu)

## [lar%20links](#)

### ア 濃厚接触 (Close contact)

感染の可能性があった地点の内、「濃厚接触 (Close contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

なお、濃厚接触地点に訪問歴のある人の同居人 (secondary contacts) も同様に隔離の対象となり、訪問歴のある人とその同居者の双方が、ACT保健省により隔離から解除となる旨の連絡を受けるまで隔離しなければなりません。また、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

<https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/quarantine/quarantine-for-secondary-contacts>

### イ 軽度の接触 (Casual contact)

感染の可能性があった地点の内、「軽度の接触 (Casual contact)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、直ちに自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで申告しなければなりません。訪問したタイミングにより、執るべき措置が異なっています。オンラインで申告を行うと、ACT保健省からメール等で連絡がきますので、記載されている措置に従ってください。

オンライン申告先：<https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENA34MC3TR>

なお、軽度の接触地点に訪問歴のある人の同居人は、自己隔離の必要はありませんが、可能な限り、住居内での空間の共有を避けるべきです。

### ウ 調査中の地点 (Investigation locations)

同地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状の有無にかかわらず直ちに検査を受け、陰性の結果を受け取るまで自己隔離してください。また、同地点を訪問してから14日間は症状を観察してください。同地点を訪問した人は、ACT保健省に対する申告の必要はなく、陰性の結果を受領後は、自己隔離を解除することができます。

なお、調査中の地点に訪問歴のある人の同居人は、検査や自己隔離の必要はありません。

### エ 症状を観察 (Monitor for symptoms)

感染の可能性があった地点のうち、「症状を観察 (Monitor for symptoms)」に該当する地点に特定の日時に訪問歴のある人は、症状を観察し、症状が現れた場合は検査を受けてください。

## 5 検査会場

(1) 検査が可能な場所は以下のリンク先からご確認ください。検査会場によっては、濃厚接触に該当する人のみを受け付けるという変更や、急な悪天候により閉鎖されることもありますので、訪問前にご確認ください。

新型コロナウイルス検査場所：[https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm\\_source=Popularlinks&utm\\_medium=banner&utm\\_campaign=Popular%20links](https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/symptoms-and-getting-tested/where-to-get-tested-in-the-act?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links)

(2) ACT保健省は、同省が運用する Facebook 及び Twitter に、検査場所での待ち時間等の情報も掲載していますので、参考にしてください。

ACT保健省 Facebook：<https://www.facebook.com/ACTHealthDirectorate>

ACT保健省 Twitter：<https://twitter.com/ACTHealth>

6 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館 HP：[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)